

公共工事設計労務単価改善下の建設労働者の賃金実態 ——旭川公共工事現場調査(2015)中間報告より

川村 雅則

はじめに

旭川ワーキングプア研究会（代表：小林史人弁護士）では、旭川の公共工事現場で調査を実施している（その方法や内容は164号で報告）。

現時点（2015年11月末日）で、合計12現場を訪問し、95人から回答を得たので、本稿でその結果を報告する。但し、調査はまだ続ける予定なので、本稿は中間報告という性格である（最終報告は別の機会に行うので、本稿で結果の全ては紹介しない）。そのことをはじめにおことわりし、まず本稿前半では、単純集計を中心に調査結果を紹介する。

なお、不明は除いて計算を行っているので、各設問の有効回答数は必ずしも一致しない。

調査の結果

1) 回答者の年齢・経験年数・職種など

回答者95人のうち92人が「男性」で、残りが「女性」2人、不明1人である。

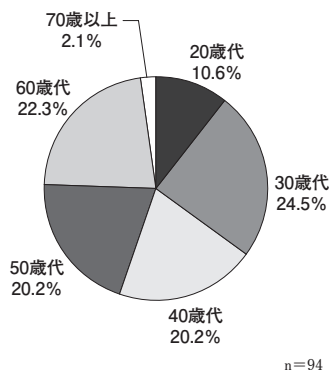
年齢は（図表1）、若い年齢層も一定の割合を占め、20、30歳代は合計で3分の1強を占める。平均年齢は47歳である。

この工事現場への入場状況を見ると（図表2）、6割は「1次下請」で、「元請」（14.0%）を含めると、全体の4分の3を占める。

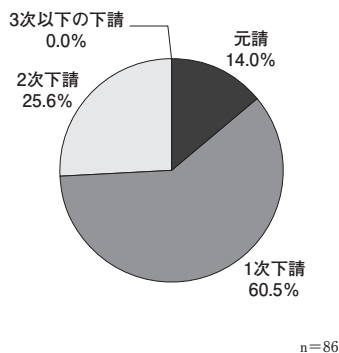
就業・雇用形態をみると（図表3）、「労働者（季節雇用）」（40.2%）よりも「労働者（通年雇用）」が多い（43.5%）。「一人親方」も1割程度を占めている。

但し、ここでの通年雇用が、雇用保険上の通

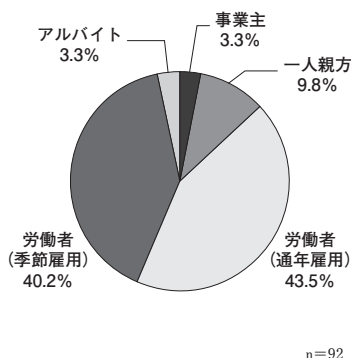
図表1 回答者の年齢



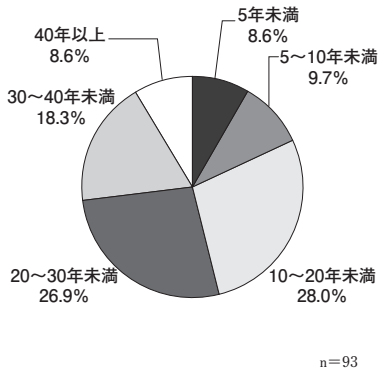
図表2 この工事現場への入場状況



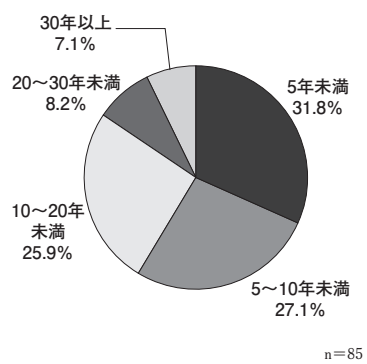
図表3 就業・雇用形態



図表4 建設業での経験年数



図表5 現在の会社での勤務年数



図表6 職種

回答(記載)内容	振り分け後	人数(人)	回答(記載)内容	振り分け後	人数(人)
「重機オペ・土工」	⇒ 特殊作業員	1	大工、造作大工	⇒ 大工	4
普通作業員、作業員、土工、土工作業員、土木工、土木工事、土木作業員、「大工・土工」	⇒ 普通作業員	31	左官	⇒ 左官	3
雑役	⇒ 軽作業員	1	配管工	⇒ 配管工	2
解体工	⇒ とび工	1	防水工	⇒ 防水工	2
電工、電気工事工	⇒ 電工	5	板金工、金属工	⇒ 板金工	9
鉄工、グラウト	⇒ 鉄骨工	2	内装工、建築内装	⇒ 内装工	10
塗装工	⇒ 塗装工	7	交通誘導員、ガードマン、警備員	⇒ 交通誘導員	7
オペレーター、重機オペレーター	⇒ 運転手(特殊)	4	管理者、技術員	⇒ その他	2
運転工	⇒ 運転手(一般)	1	不明	⇒ 不明	3
			合計		95

注1：複数の職種が回答されていたケースは括弧で表記。

注2：「グラウト」は鉄骨工として処理。「交通誘導員」などは、交通誘導員AかBかの判断は不可能。

年雇用なのか、それとも、(雇用保険上は季節雇用だが、冬期間も仕事が確保されて)就労実態が通年雇用になっている、という意味なのかは、最終報告でもう少し検討してみたい。

建設業での経験年数と現在の会社での勤続年数をまとめた(図表4、図表5)。前者の平均値は21.6年であるのに対して、後者は、10.7年とその約半分である。

最後に彼らの職種をみる。「公共工事設計労務単価」で記載されている職種にあわせて、回答の内容を整理したのが図表6である。

人数の多いのは順に、「普通作業員」31人、「内装工」10人、「板金工」9人、「交通誘導員」7人などである。後述の賃金分析でこの職種は用いることとする。

2) 賃金

さて、メインの賃金である。公共工事設計労務単価の引き上げは建設労働者の賃金に波及しているだろうか。

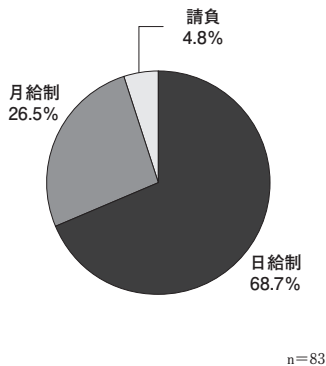
第一に、賃金支給形態は(図表7)、7割弱が「日給制」である。以下、この日給制労働者に焦点をあてていく。

第二に、日給制労働者の今年の日給額は昨年から上がったか(図表8)。全体の4分の3は「変化なし」である。ただ「増えた」も全体の4分の1弱を占める。

では、第三に日給額はどうか。まず全体をみると(図表9)、10,337円である(回答者数がやや減るが、昨年は10,223円なので金額も増加している)。

次にこれを職種別に整理し、設計労務単価と比べたのが図表10である。全体として、どの職

図表7 賃金支給形態



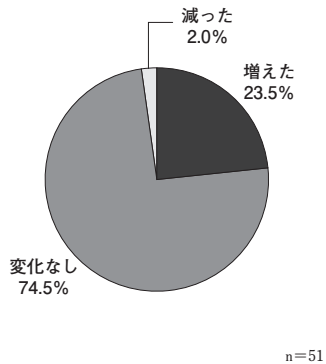
種でも、設計労務単価を下回る日額であることが明らかである。

但し、諸手当を支給されているのが57人中15人、一時金を支給されているのが53人中14人(残りの4人は不明) いるので、その点を含めた分析結果は最終報告で示す。

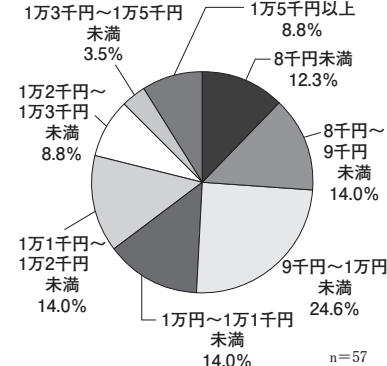
調査に取り組んでみて

調査の結果はもちろんのこと、調査方法や内容の詳細を本誌で繰り返し報告している理由の一つは、全道各地で同じような取り組みが展開されることを願ってのことである。そこで、取

図表8 昨年からの賃金増減(日給制労働者)



図表9 今年の日給額(日給制労働者)

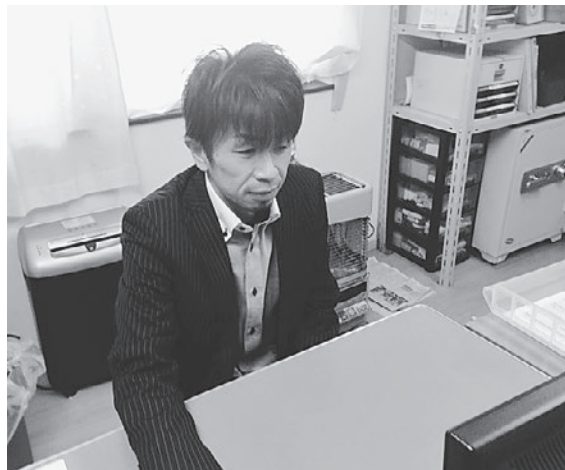


図表10 職種別にみた賃金分布一覧(日給制労働者)

単位:円

	普通作業員 22人	軽作業員 1人	とび工 1人	電工 1人	塗装工 7人	運転手 (特殊) 2人	運転手 (一般) 1人	大工 4人	左官 3人	防水工 2人	内装工 6人	交通誘導員 5人	
今年の日給額	8000 (4) 9000 (5) 9500 9800 10000 (3) 10200 10300 10500 (4) 10800 11500	7400	8000	12000	7800 8500 10000 (2) 11000 12000 15000	11000 (2)	11500	12000 (2) 12700 13000	11500 (3)	8000 10000	8000 14000 15000 (2) 16000 (2)	6800 7000 7100 7400 7600	
公共工事 設計労務 単価	13,800 (19,400)	11,500 (16,200)	18,200 (25,600)	17,700 (24,900)	18,600 (26,200)	16,600 (23,300)	14,000 (19,700)	19,200 (27,000)	19,200 (27,000)	20,100 (28,300)	18,800 (26,400)	10,600 (14,900)	9,100 (12,800)

注1: 日給の後に記載した括弧内の数値は人数である。
 注2: 公共工事設計労務単価の下段(括弧内)の金額は、建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価(上段の数値)に加算した金額。
 注3: 交通誘導員の設計労務単価はAとBの両方を掲載した(左がA、右がBのそれ)。
 出所: 本調査及び国土交通省「公共工事設計労務単価(2015年)」より作成。



須貝卓矢氏（建交労旭川支部執行委員）

り組みのコツや今回の調査で見えてきたものなどを、今次調査で現地の責任者となった須貝卓矢氏に聞いた（2015年12月4日）。

——そもそもこうした調査に労働組合で取り組み始めたのはいつ頃からなのですか。

4年前からです。私がまだ専従で働き始めるだいぶ昔に、同じような調査が行われていたのですが、それがしばらく途絶えていて、復活させたというのが流れです。ですから最初は私も見様見真似で、それこそ、どきどきしながらの取り組みでした（笑）。

——それが今では、調査を取り仕切ってくださいるまでに「場慣れ」されたようですが、何かコツのようなものはありますか。

前号で整理された調査の手順をもう一度おさらいしますと、（1）市の建築部・土木部・水道局に現場を紹介してもらう、（2）元請または現場事務所に連絡した上で、現場を訪問し、趣旨説明と日程の打ち合わせを行う、（3）日をあらためて、現場管理人からの聞き取りと労働者アンケートを実施する、という流れです。

（3）は労働者の休憩時間にあわせることとなりますので、お昼休みあるいは10時とか15時になります。

留意すべきこととしては、現場管理人の立場では、「調査？一体何を調べる気だ？」とやはり警戒をされてしまうので（笑）、趣旨説明を丁寧にすることや、賃金だけではなく、事業者側の苦労などもしっかり把握することが大事だと思います。

——今回、ほぼ全ての現場に入られているようですが、労働条件には変化はみられますか。

まず、賃金は、アンケートにも示されているように、変わっていないという労働者が多かったです。ただそれでも、若干上がっている労働者もいること、そして、通年雇用化が進んでいるようにも思いました。

——建政研北海道センターの過去の調査ではあまり見られない結果です。

ただ、上がったという労働者は割合ではまだ少ないですし、そもそも、賃金が上がったというのも若干であって、設計労務単価の上昇には全く追いついていないのが実態ではないかと思えます。

——こうした取り組みの意義をどう感じているか、また、関係者へのメッセージをお願いしますか。

まず調査のことで言えば、労働組合ですから労働条件の改善を目指すのは当然ですが、一方で、賃上げが困難であるといった状況が業界にあるのならば、それはどういうものなのかを現場管理人や経営者から聞く機会になりますし、労働者には、例えば労務単価のことなど知ってもらう絶好の機会になります。

議員や自治体関係者にもぜひ現場に出たい。私たちも、現場をまだまだまわり足りないし、調査の精度を上げる必要があると思っていますが、それでも、代理人や労働者から直に話を聞いたりアンケートをとっている注という自負があります。

注：159号所収の須貝論文でも指摘されているとおり、私たち研究会の実施している調査と旭川市が実施している調査（図表11）とでは、調査方法が異なる。そのため、両調

図表11 旭川市による建設工事下請状況等調査の結果

単位：件

		元請負人	一次下請	計
調査実施件数		74	4	78
指導事項	元請負人が社会保険等に未加入であったもの	2		2
	下請負人が社会保険等に未加入であったもの	10		10
	労務費の設定が公共工事設計労務単価から乖離があったもの	12		12

注1：元請負人には、他の工事の一次下請負人としての調査をした5者を含む。

注2：改善指導に対する状況報告については、「改善予定」又は「改善検討」の報告を受けた。なお、前年度に改善報告を求めた者が請け負っている工事は、要領に基づく調査対象工事となる。

出所：旭川市「2014年度 建設工事下請状況等調査の実施結果」(2015年5月)より。

査の結果は一致しない。

そして最後に、今回、こうして研究会で調査に取り組むことができたのは貴重です。厳しい労働条件で困っている労働者にとって、ナショナルセンターの違いは関係ありません。労働界も色々な意味で変わらなければならないのではないのでしょうか。そのきっかけにもなりますので、全道各地でこうした調査活動や公契約の適正化運動に取り組んでいただきたいと強く思います。

—ありがとうございます。

まとめに代えて

研究会では、精度の高いデータを一つでも多く集めようと、効率は必ずしもよくない作業に手間暇かけて取り組んでいる。その苦勞のせいもあってか、どうしても拭いきれないのは、これらは、住民の福祉の増進を基本理念とする自治体や議会関係者こそが（少なくとも、自治体や議会関係者も）積極的に取り組むべきことではないのか、という思いである（自治体・議会関係者であれば、より効率的な作業も可能だろう）。

今、多くの自治体で公契約の（適正化の）方針が掲げられている（旭川市のそれは163号を

参照）。そこで散見される、例えば「公正な労働条件」「地域経済の活性化」「市民生活の向上」などの実現は、基礎的な情報収集なくして可能なのか。関係者の尽力を期待し、我々もまた研さんにつとめたい。

（かわむら まさのり 北海学園大学教授）

（付記）

①旭川市議会2015年第4回定例会（12月開会）では、公明党議員と共産党議員が公契約条例や契約のあり方を扱った（旭川市議会のウェブサイトで内容が確認できる）。公契約の現状を様々な角度から検証・適正化していくことが必要である。全会派一致で条例が制定されるよう引き続き私たちも取り組みを進めたい。

②札幌の公契約条例案が否決されてからも「札幌市公契約条例の制定を求める会（代表：伊藤誠一弁護士）」では、関係者で会合を重ねてきていることはすでに報告したとおりである。

このたび、「求める会」のメンバーが中心となって、問題の視野を広げ、「なくそう！官製ワーキングプア北海道集会」を2月20日に開催する運びとなった（主催は実行委員会）。

集会は2部構成で、1部では国や自治体の臨時・非常勤問題を、2部では、公共工事（建設）や委託・指定管理者事業など公共民間労働分野の問題を扱う予定である（会場などの詳細は背表紙を参照）。

③帯広市嘱託職員労働組合（嘱託労）の協力を得て、市で働く臨時・非常勤職員を対象にした調査を行い、結果をまとめた（拙稿「帯広市における臨時・非常勤職員の実態と労働組合の課題」『北海道自治研究』第562号）。札幌、旭川に続き、帯広でも、関係者の協力を得ながら、公契約運動を進めたいと考えている。